

小林市公告第 30 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 5 項の規定により、地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）を令和 8 年 6 月 1 日付けで変更し、同法第 19 条第 8 項の規定により公告する。

令和 8 年 6 月 1 日

小林市長 堀 研二郎



記

- 1 地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）を変更した地区  
東麓地区、三ヶ野山地区、野尻原地区
- 2 縦覧場所  
野尻庁舎 地域振興課